

2021年2月12日
沖縄電力株式会社

卸電力市場価格の急激な高騰を踏まえた 再生可能エネルギー電気卸供給料金の特別措置について

当社は、経済産業省から、この冬の厳しい寒さと天候不順等による全国的な電力需給のひっ迫に起因する卸電力市場価格の高騰を踏まえ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書に基づき、小売電気事業者が再生可能エネルギー電気卸供給料金^{※1}を均等に分割して支払いすること等が可能となる手続きを実施するよう、本年2月5日および2月8日に要請を受けました^{※2}。

本要請を踏まえ、2月10日に「再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に承認申請し、本日、承認を受けましたので、お知らせいたします。

※1 一般送配電事業者が買い取った再生可能エネルギー電気は、希望する小売電気事業者などに対して卸供給を行っており、この卸供給を「再生可能エネルギー電気卸供給」といいます。

再生可能エネルギー電気卸供給にかかる精算額を「再生可能エネルギー電気卸供給料金」といい、その精算方法については「再生可能エネルギー電気卸供給約款」で定められております。

※2 沖縄エリアにおいては卸電力市場がないものの、再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照していること、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられるとの理由により、他エリアと同様に要請を受けております。

1 特別措置の内容

2021年2月15日までに経済産業省に対する申し入れがあった再生可能エネルギー電気卸供給を利用する小売電気事業者について、所定の期間に必要な申請があった場合に、一定の要件を満たす場合は、2021年2月15日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給料金を最大4か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能といたします。

なお、小売電気事業者から上記申し入れがあった場合には、要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に2021年4月15日まで延長いたします。

2 適用対象の事業者

以下の（１）から（３）の要件をすべて満たしている小売電気事業者といたします。

（１）需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う次の需要家への柔軟な対応を行っており、その内容をホームページや料金明細書等で周知していること

① 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払が困難な需要家の求めに応じた、支払いの猶予など

② 市場連動型の電気料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置

（２）以下のいずれにも当てはまるものでないこと

① 本年１月を含まない直近２会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること

② 本年１月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること

（３）１に掲げる措置が講じられている間、一定の電力を調達する契約等を締結していること

3 特別措置の申請方法等

特別措置の適用について経済産業省に申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は2021年2月15日から3月15日までとなりますので、この間に当社ネットワークサービスセンターまで所定の様式によりお申込みください。お申込みをいただいた後、当社は経済産業省と協議のうえ審査を行い、審査結果を通知いたします。

4 お問い合わせ窓口

本特別措置の申請については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

沖縄電力株式会社 送配電本部

送配電事業部 ネットワークサービスセンター

TEL：098-877-3225

受付時間：平日（月～金）8:30～12:00、12:50～17:00（土日祝日除く）

以 上

（参照 URL）

再生可能エネルギー電気卸供給約款特例承認申請書（令和3年2月10日）

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/newenergy/download/index.html>